

介護職への 再就職を 応援します！



—埼玉県潜在介護職員再就職準備金貸付のご案内—

介護職として一定の知識・経験を持った方が、再び介護の仕事に就くための**再就職準備金**をお貸しします。

埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等で介護職員として**2年間従事した場合**、借りた資金の**全額が返済不要**となります。

<貸付額>

最大 **40** 万円



転居に伴う費用

再就職に関するものであれば、どんな費用にも利用できます！



子どもの預け先を探す際の活動費



通勤用の自転車やバイクの購入



研修参加費用や参考図書の購入



介護ウェアなどの被服費

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター
問い合わせ先： 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-824-3370

令和2年度版

◆貸付対象◆ 以下のすべてを満たす方が対象です。

①	令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等(※)に介護職員として再就職(内定含む)している。 ※1年あたり180日以上勤務であること
②	次のいずれかに該当する。 ア)介護福祉士 イ)介護職員実務者研修を修了した者 ウ)介護職員初任者研修を修了した者 エ)介護職員基礎研修を修了した者 オ)ホームヘルパー1級、2級課程を修了した者
③	上記②として過去に介護保険サービス事業所・施設等(※)において介護職員としての実務経験が1年以上ある。 ※雇用期間:365日以上、業務従事期間:180日以上 (実務経験証明書を提出いただきます)
④	直近の介護職員としての離職日から1か月以上経過している。
⑤	埼玉県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、再就職準備金利用計画書を提出している。 ※申請時でも可。詳しくはお問い合わせください。

※介護保険サービス事業所・施設等とは…

例えば、訪問介護事業所、通所介護事業所、グループホーム、特別養護老人ホーム等が該当します。詳しくは、お問い合わせください。

⚠️ 障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

◆返還免除の要件◆

埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等において**2年間引き続き介護職員として従事した場合** (在職期間:730日以上、業務従事期間:360日以上)

◆貸付の申請方法◆

埼玉県社会福祉協議会のホームページから申請に必要な書類をダウンロードし、必要書類を揃え、提出してください。

申請期限:令和3年3月31日(必着)

◆留意事項◆

- 貸付予定人数は、65名です。
- 貸付の決定の審査があります。
- 貸付には、連帯保証人が必要です。

◆福祉人材センターへの届出・登録方法◆

貸付の申請には、福祉人材センターに届出又は登録を行う必要があります。

「福祉のお仕事」で検索してください。



～貸付内容や条件等の詳細、申請書類はホームページに掲載しています～

